

オンライン懇談会 議事録

< 西鎌倉地域 >

日 時	令和2年10月30日（金） 午前10時半～11時半
場 所	腰越支所
参 加 者	自治会町内会代表 8団体：8名 地域団体代表 3団体：3名 計11名 鎌倉市 1名
内 容	(1) 開会挨拶 (2) 懇談 (3) 閉会挨拶

参加者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考	オンライン
1	西鎌倉地区町内・自治会連合会	芹澤 幸彦	会長	○
2	新鎌倉山自治会	佐藤 甲癸	会長	
3	御所ヶ丘自治会	岩瀬 健一	会長	○
4	西鎌倉住宅地自治会	岡本 義久	会長	○
5	南鎌倉自治会	榎本 義昭	会長	○
6	西鎌倉山自治会	川崎 正己	会長	○
7	谷際自治会	林 輝夫		
8	手広片岡町内会	笠嶋 輝雅	会長	

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考	オンライン
1	西鎌倉地区教育懇話会	村井 英子		
2	西鎌倉いきいき体操教室	池田 隆明		
3	親寿会	佐々木 俊文		

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考	オンライン
1	鎌倉市長	松尾 崇		○

【手広四丁目市道の速度規制について】

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

手広片岡町内に住み始めて45年以上になりますが、今回この問題点として挙げられているルートに面している場所に住んでおります。昔からここは手広交差点を迂回するための抜け道として、お休みのとき等乱暴な運転をする車が多く、何らかの対策が必要と思いながら、個人的にも町内会としても何もしておりませんでした。ただ、8月にふれあい地域懇談会の回答票が来て、西鎌倉地区町内・自治会連合会の芹澤会長から、発信は子供会の親御さんからと伺いましたが、私たちが危険と思っていたことを問題として挙げていただきました。その具体策として、ハンプや狭小という対策が日本でも少しずつ広がり始めたとは思いますが、海外に比べて日本では未だ少なく、海外に住んだ経験のある方々からも、なぜここにハンプや狭小をつけないのかという声も幾つか聞こえておりました。私も同感で、にわか勉強ながら、国土交通省の動き、横浜市での対策、市内極楽寺の馬場ヶ谷でとられた対策などの情報も集めて、今回の質問票にまとめさせていただきました。

ふれあい地域懇談会の回答票にあった鎌倉市からの返答ですが、ハンプに対する効果は認めているものの、長期的課題ということで、鎌倉市は何もするつもりはない、というように私は受け取りました。本件に関しては、三者連合ということでこれから取り組んでいこうと思っておりますが、そのルートの大半が手広片岡町内会の中に入っているものですから、今後は主管団体として私がやっております、ということで背景説明を締めくくらせていただきます。ご回答よろしくお願いいたします。

質問票

地図の添付が
ありましたが、
著作権の関係で掲載
していません。

宛先： 鎌倉市長 松尾 崇 様 (広報広聴担当 経由 市長宛) ←

写し： 都市整備部 道路課担当 road@city.kamakura.kanagawa.jp
防災安全部市民安全課担当 anan@city.kamakura.kanagawa.jp
共創計画部 広報広聴担当 koho@city.kamakura.kanagawa.jp

件名： 手広4丁目市道の速度規制のお願い
(令和2年度 ふれあい地域懇談会に係る課題の回答についての質問)

参照： 8月26日付 同件名回答票 (西鎌倉-R2-6)

7月に実施予定だったふれあい懇談会に対し、西鎌倉地区町内・自治会連合会として、5月に「地域の懸案事項」を出させていただきました。以下その中の「西鎌倉-R2-6」に関する質問です。

そこにも記述していましたが、このルートは生活道路でありながら、手広交差点をバイパスする手段として利用する車が多く、特に子供の多い休日などはヒヤリとさせられる場面も少なくありません(2ページマップ参照)。

国交省はこうした生活道路の安全対策として、自動車の速度抑制に乗り出しており、法整備に加えてハンプや狭窄部の設置など、道路構造の工夫への自治体による取り組みを技術・資金の両面から支援しています。

そうした状況の中で、子供会の方々からの要請に始まり、沿道住民の要望も加わり、5月のお願いに至った訳です。

ところが、今回いただきました参照回答票は、我々の要望や世の中の流れに沿うものではないという印象を持ちましたので、回答いただいた内容について以下の質問と意見を準備いたしました。

来る10月30日のリモート懇談会は時間的制約がありますので、事前にこの質問事項を届けさせていただきます。

当日のご回答よろしく願いいたします。

なお、国や他の自治体(含鎌倉市)がこれまでにやってきた実験や対策、発効された法律や技術基準などを私たちに調査し、時系列に整理してみた結果も参考までに添付いたします(3ページ)。

1. ハンプ等を設置することによる振動・騒音や通行の不便さの課題とは、具体的にどういうデータに基づいて回答されたのでしょうか。国交省の発表データでは、振動や騒音は下がる、もしくは同等とありますが。
2. 警察・地元町内会と協議・調整、近隣住民の理解を得るのは大切であり簡単ではないと思いますが、近隣住民の賛同をまとめるにあたっては、我々町内会も万全の協力をいたします。対策実現に向けて、市と一緒に進めることは出来ないのでしょうか。長期的だから出来ないということはないと思います。
3. 国交省が協力するという、実験用仮設ハンプ等の貸し出しサポートを活用されないのでしょうか。実験・体験データなしに住民説得や賛同は不可能と思います。横浜市では国交省協力のもと、既に2か所が稼働状態に入りました。今後は更に拡大する方向と聞いています。鎌倉市の今後の方向を教えてください。
4. 短期間であれ、路面標示等による注意喚起という案は、町内会として反対します。理由はその効果が不明であり、更に時間経過とともに路面全体が落書き状態になり、見るに堪えない景観を呈するからです。
5. 2016年、鎌倉市が極楽寺の馬場ヶ谷に設置したハンプと呼ばれる突起物は、国交省の基準高さ10cmに対して僅か1cmで、現地を車で通過しましたが、ハンプの存在に気付きませんでした。国交省が言う設置後のPDCAの重要性をどのように回し、4年を経過した現在の鎌倉市の評価は如何なのでしょう。
6. 本件に対するご回答、及び今後の計画を含めた、本日の総括をお願いいたします。

最後になりましたが、本件につきまして、今後は手広片岡町内会が主幹となり、手広ならびに連合町内会と3者協力(既に合意済)して活動を続けて参りますので、よろしくお願いいたします。

以上

手広片岡町内会 会長

笠嶋 輝雅

押印略

手広町内会 会長

内海 直和

押印略

西鎌倉地区町内・自治会連合会 会長

芹澤 幸彦

押印略

手広4丁目市道の速度規制のお願い（西鎌倉-R2-6）について
（令和2年度 ふれあい懇談会のフォローアップ）

2020年10月22日

要望内容（4月連合会長より）

スピードを出せないような対策をして欲しい（減速ハンプ、狭小などの処置）。

市 回 答（8月26日）

長期的課題と考える。

理 由：振動や騒音問題、通行の不便。警察、地元住民（町内会）との協議・調整が必要。

代替案：路面標示による注意喚起

上記要望に対する市の回答について、国土交通省や他の自治体（含鎌倉）のこれまでの動向を含めて以下に時系列で整理する。

2003年7月	道路構造令第31条、31条の2が制定され、交通事故防止を目的とする生活道路への凸部、狭窄部の設置が認められ、法制化された。
2003年11月 ～2013年	千葉県鎌倉谷市にて交差点ハンプを設置。騒音・振動問題もなく、住民の7割、道路利用者の8割が高い評価。実施後10年経過しても安全性は持続している。
2014年4月 ～2016年1月	鎌倉市極楽寺馬場ヶ谷におけるハンプ設置計画が策定され、2015年12月工事開始。 2016年1月工事完了後、同年7月と、2019年2月に補修実施。
2016年3月	国土交通省より凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準が発効（国都街第139号）され、技術の詳細が明確になった。
2016年3月	岐阜県大垣市北地区にてハンプ実験。 減速効果＝17Km/h。騒音＝昼夜共に低減（減速効果）。振動＝日中若干増加（大きな影響は無し）
2016年9月	国土交通省 国土技術政策総合研究所及び各地方整備局にて可搬型ハンプ貸し出しを開始し、自治体における試行的設置の支援を始めた。
2017年10月	横浜市港北区大倉山三丁目にて実験開始。2019年2月本工事完了し、現在稼働中。
2017年9月～ 2020年現在	国土交通省よりハンプに関する効果が報告された。 速度抑制効果＝約12Km/h。騒音・振動の変化＝小さいか同程度（dB測定データあり）。 また、ビッグデータ分析結果の提供を支援中（エリア登録は随時受付中） 仮設ハンプ（レンタルハンプ）を社会実験・体験会用に貸し出し中。詳細はメールまたは電話で。
2018年9月	国土交通省より生活道路の安全対策リーフレットが発行され、設置を検討しているエリアへの対策実施支援、技術相談の受付を始めた。
2018年11月	横浜市緑区中山町にて実験開始（大倉山の成功が追い風）。2020年3月本工事完了し、現在稼働中。
2019年8月	自動車産業インフォメーションより 国土交通省はハンプや狭窄設置を拡充し、安全性を強化する。 国土交通省は道路安全の計画づくりに積極的な地域に対して予算支援をする。 国土交通省は警察主導の「ゾーン30」と連動するかたちで、道路管理者がハンプや防護柵を設置する方策をとる。 物理的バリアの設置・導入が進まない理由として、地域からの苦情を心配する自治体が多いといった実態がある。
2020年5月	西鎌倉地区町内・自治会連合会会長より、令和2年度ふれあい懇談会に対し、ハンプ等の設置要望書を提出。
2020年8月26日	鎌倉市都市整備部 道路課より要望書に対する回答（西鎌倉-R2-6）を受領。
2020年10月22日	上記回答に対する、連合会長／手広町内会長／手広片岡町内会長 3者連名の質問状を送付し、その回答を市長に依頼。
2020年 10月30日	リモートふれあい懇談会にて上記質問状に対する鎌倉市長回答をいただく予定。

<松尾市長>

手広四丁目市道の速度規制のお願いについてのご質問です。質問票の1番から順次お答えだけ簡潔に申し上げていきたいと思えます。

1番目の国土交通省発表のデータ等の話ですが、横浜市の大倉山三丁目の検討会のことは認識しています。30キロを超えて貨物車がハンプを通過した場合と、ハンプがないときと比べて、振動や騒音が約10デシベル大きくなるといったデータもあり、必ずしも振動や騒音が減少するとは言えないと認識をしています。こういうところから慎重に検討する必要があると捉えています。

2番目の市と一緒に進めることはできないかということですが、市が何も対応しないというような回答に見えるというところは申し訳ありませんが、決してそうではなく、近隣の皆さんのやり取りや御理解を得て、それから警察とも連携していく必要があります。そういう関係者とともに、この対応については一緒に考えて進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3番目のハンプの設置につきましては、この車の速度低減に有効な手段だと認識をしており、鎌倉市でも交通マスタープランに位置づけており、地元の合意が得られれば、設置に取り組んでいくという考えであります。

4番目の路面標示についてです。景観面というところで、それぞれの感じ方があるかと思えますので、どういうふうにしていくかというのは、地元の皆さんとも合意を取りながら進めていくことになると思っております。行政の考え方としますと、こういう路面標示は一定の効果があると考えておりますので、そういう立場でお返事させていただいているものです。

5番目の質問の馬場ヶ谷のテストハンプについてですが、4年経過しましたが、具体的な評価、数字的な評価はありませんが、自治会町内会からは一定の効果があったと捉えているというお話をいただいております。1センチということで通常よりは低いハンプですが、そういう捉え方をしています。

6番目の総括ですが、こういう設置については、近隣の方々との調整と申しますか、皆さんの合意があって進めるものですので、ぜひその辺り、皆さんと連携をして協議を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

1 番目ですが、市長は横浜市の大倉山のハンプ設置場所において、工事車両を特定されましたけれども、そのとおりです。私もずっと見ていたのですが、工事車両というのはいろんな機材を積んでおります。ハンプを越えるだけではなく、通常の道路にも結構なうねりがあり、そこでも、ガチャガチャ音がしています。10センチのハンプのところに来ると、当然騒音は大きくなります。では、工事車両は100台中何台走っていますかといいますと、大倉山でもずっと見ていましたが、夕方、工事車両の皆さんは工事が終わって帰られますよね。その時間帯は確かに増えていました。ただ、ほかの場合はほとんど乗用車や宅配便の車等が走っており、非常にスムーズでした。公園やお近くに住んでいる方々のお話も聞きましたら、すごくよくなったというポジティブな意見がありました。ハンプのすぐ脇にお住まいの方にもたまたまお会いできまして、お話を聞きましたが、すごくよくなりましたと言っていました。よくなったとは、どういうことかということ、車のスピードが落ちたということです。国土交通省も言っていますが、やはりスピードが30キロメートルオーバーすると、指数関数的にぐーんと事故率が上がっていきます。だから、何とかして30キロメートル以内に押さえたいために、サイン等、そういうのでは間に合わないため、道路そのものに何かをしましょうというのが国土交通省の動きだと思います。横浜市の担当の方もそう言うておられました。だから、市長がそういう話をしますと、やっぱりうるさいという話になってしまいます。一方、国土交通省の測定結果では騒音は下がっています。国土交通省は工事車両のことではなく、交通全体に関して騒音量と振動レベルは下がっている、もしくは同等という中で、市長からそういう言葉を聞くと、市民はやめよう、うるさいのは嫌だということになります。

もう一つの横浜市の中山のハンプも全部見てきましたが、非常にスムーズでした。一般的に10センチというと、急に上がると思うかもしれませんが、そこには2メートルの距離があります。要は、勾配5%、1メートルで5センチしか上がらないです。鎌倉市内の普通の道路を見ると、5センチぐらいのうねりはいくらでもあります。それぐらいの量です。では、皆さん、うるさくてみん

な寝られないかという、そういうことはありません。普通の道路も、それくらいの騒音はありますので、ハンプがあるからといって、うるさい、ガタガタする、振動がするというは、特殊車両に関してはイエスですが、通常90%以上の車は静かになっています。何で静かになったかという、速度が落ちているからです。ですので、市長からそういう話をするのはぜひやめてほしい。国土交通省が下がる、もしくは変わらないということをきちんとデータを取って、平均値も出していることを捉えるべきではないかというのが、一つです。

二番目は、自治会町内会や何からの合意が得られればというお話がありましたが、合意が得られるというのは、具体的にどういう形での合意を言っていますでしょうか。お聞きします。合意が得られれば、ハンプ等を設置すると言われましたけれども、その合意というのはどういう合意が必要ですか。町内会長がイエスと言えればいいのか、それともみんなで投票するのか、その合意の中身を教えてほしいです。

<松尾市長>

一番目については、十分、本当に誤解がないように今後もきちんと説明を今後もしてまいりたいと思います。

二番目の合意については、様々な判断の方法があると思いますが、会長がオーケーということだけではなかなか難しいと捉える部分もあります。といいますのも、ここの周辺の方々が設置に対して反対をされるというような場面というものもあります。そうしますと、工事をするのも難しくなるということがありますので、一定程度、反対の声が上がらない形で、自治会町内会の中でこれをやっていこうという、概ねの方向性を御理解いただいているという状況が望ましいと考えています。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

先ほどの説明で、笠嶋さんが言われたこととも被りますので簡単に言いますが、トラックで10デシベル上がるのは、そもそもトラック自体が速度を落としていないから上がると私は解釈します。つまり、高速で走り抜けると、音が高くなって当然です。それを防ぐためにスピードを緩めていけば、このデシベル

は下げられます。

私もオーストラリアに行って初めてハンプを体験しましたが、あちこちの観光地に設置されていて、そこに来るとスピードを緩めて渡っています。少なくとも、私が今回提言したのは、手広の交差点が混むものだから、ここを高速で抜けていこうとするため、また、下りでスピードが出て、子供たちが危ないと言いますので、何とかスピードを緩めてほしいということです。

それと、笠嶋会長がやっていただいているところは、別の意味で問題になっていまして、この土地が空き地になっており、草が歩道の3分の2を埋めています。こういうことで、子供がここの道路は歩道も歩きづらく、それで道路に出なければならぬ状況にあります。しかし、多くの車が抜け道としてスピード上げて通っていきますので、非常に危険な状態であるということを、御理解をいただきたいと思います。

ぜひ現実的な選択をしていただき、住民の合意といっても、たった1人だけノーサインする人がいると、多分、市役所は躊躇すると思います。そのときそれでいいのかということも含めて、本当の住民の安全を考えていただきたいというのが私の願いです。

<松尾市長>

1人の大きい反対の声というようなこと等も、こういう話を進めていく中では出てきます。ですが、それがあからやらないかということではなく、そういう方にも、どのように話していくかや、そういうことも含めて自治会町内会、行政と、そして警察の連携が必要ですので、関係者が集まって協議を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

最終的な市長の結論は聞いていませんので、進めるか、進めないか、どちらかをお伺いします。

<松尾市長>

これまでもお話しさせていただいたように、市がこれをやりますと決定をし、

それを地域に落とし込んでいく、ということではなく、地域の皆さんからこうした発議を受けて、市役所、地域住民の皆さん、そして警察という、この関係者で合意を取っていく中で進めていきたいと考えておりますので、今後そういう場を持ちながら、ぜひ進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

道路課が今後は引っ張ってくれると思ったらよろしいですか。

<松尾市長>

そのようにいたします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

了解しました。

【要支援者名簿の取り扱いについて】

<新鎌倉山自治会 佐藤会長>

先日市長から「避難行動要支援者名簿の提出について」という文書を頂きましたが、この文書について、必要であれば受理してくださいという内容の文書です。自助・共助・公助という三つの防災の柱があると思いますが、自治会町内会でこれに対してどう取り組むかということは今いろいろと議論しております。その上、この要支援者名簿をぜひ使わせていただきたいなと思っております。ただ、この管理方法については、色々制限があり困っています。個人情報がかかなりあるのは承知していますが、我々が使おうとしますと、自治会町内会の人の手助けが必要になりますので、ある程度公開していかないとできません。ですので、この名簿を有効に使うのは難しいのではないかと考えておまして、そこは色々議論をしております。せっきくの情報ですので、金庫にしまっておくのはもったいないような気がし、その点はいかが思っておられるのか、御質問したいと思います。

<松尾市長>

質問の趣旨が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、要支援者名簿をより活用していくための個人情報の在り方というところでしょうか。現状は非常に使いにくいというところが課題意識としてあるということですね。これは御指摘のとおりでして、実はいろいろな自治会町内会からどうにかならないかということはおっしゃってあります。あくまでも個人情報の関係で、国からの指摘等もございまして、本当に厳しい形で運用していただくのが、現状です。

ただ、国にも申し上げておりますけれども、より使いやすい形でやっていると、現実としてはうまくいかないというところがあり、そのような形で運用ができるかという調整をさせていただいています。

もう一つ、問題解決に向けてとすると、これはお手数ですが、それぞれの自治会町内会の中で個人情報を公開していいかという確認をしていただき、その確認が取れた分については、公開をしながら使うということも可能です。行政も、全ての要支援者に確認を取れるかということ、なかなかできていませんので、すぐできる方法としては、それぞれの自治会町内会でそういう方法がありますが、我々もよりよい形でできるように検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

【コロナ禍における子どもの学習、民生委員等の活動について】

<西鎌倉地区教育懇話会 村井氏>

小中学校は、コロナで休校になりましたけれども、子供たちの学力の低下が懸念されます。冬休みを短縮する等、そういうことはございませんでしょうか。

<松尾市長>

小中学校は長期の休暇がありまして、学びが遅れている状況です。夏休み、それから冬休みも、休みを短縮して授業時間をより確保するというのを学校で取り組んでいます。

それに加えて、GIGAスクール構想というものになりますが、今年度、全ての

小中学生に1人1台タブレットを行き渡るように順次配付しています。既に手にわたっている生徒さんもいますが、またコロナで登校ができなかったり、台風や大雪等、こういうときに学びが遅れないようにする取り組みも同時並行で進めている状況です。

<西鎌倉地区教育懇話会 村井氏>

民生委員児童委員を30年余りしておりました。昨年11月に民生委員改選があり、新しくなられた方は、コロナで一人暮らしの方をお尋ねしたりすることができず、一人暮らしの方から、せめて電話でもお尋ねいただきたり、それから私が民生委員になりましたというような御挨拶があってもいいのですが、何の御連絡もなく非常に不安に思っているというお声を伺いましたが、その点いかなものでしょう。

<松尾市長>

確かに、今、直接お会いできないということですので、皆さん、本当に活動に制約があって御苦労されていると認識をしております。御指摘のとおり、電話をして安否確認を取る等、また少しお話を聞いていただくということは大変有効だと思っておりますので、疎遠になっているような状況等がなるべくないように、改めて民生委員全体の会長さんにも御相談させていただきながら、全体にどういうふうなアプローチをしていくかというところを検討してまいりたいと思います。

《後日回答 健康福祉部 生活福祉課》

新任の民生委員児童委員には、前任者から引き継いだ一人暮らし高齢者の見守りを継続してお願いしていますが、今年度は対面でなければならぬもの以外は、できるだけ控えていただいている状況です。

そのため、訪問に代えて、高齢者の健康情報のチラシや自分がこの地区の担当民生委員であることが分かるようなPRカードをポストに入れたり、電話をかけるなど、各自工夫して高齢者を見守っています。

あらためて全民生委員児童委員に、今後も一人暮らし高齢者が孤立しないよう、自治会町内会とも連携し、地域での見守りをお願いしてまいります。

【旧西鎌倉子ども会館の運営について】

<西鎌倉住宅地自治会 岡本会長>

西鎌倉子ども会館についてお尋ねいたします。回答によりますと、「地域住民による同会館の自主運営・自主管理が早期に実現できるよう、当面の支援の在り方の協議を継続していきたいと考えています」という回答でした。今年の4月から会長をやっていますが、タウンニュース8月28日号に掲載されていましたが、鎌倉市が、つまり地域のつながり課が、西鎌倉地区町内・自治会連合会にこれを投げかけています。つまり、西鎌倉地区町内・自治会連合会を相手にとって、こういう問題の投げかけをやった結果、西鎌倉地区町内・自治会連合会はそれを受けて会議をして二つのことを決めました。

一つは、鎌倉市がそれを占有し、運営は、同連合会が担うということを決めています。それから、もう一つは、地域住民がイベントや教室の会場等として利用する、この二つを会議で決定しています。

その後、西鎌倉地区町内・自治会連合会がビデオ会議で三つのことを決めています。会館を利用した多世代の交流促進、地域の活性化への貢献、それからガラス張りの運営です。これを読んで、地区社協の総会に出たら、西鎌倉地区町内・自治会連合会は鎌倉市から投げられたことを、全部自分たちが運営を委託されたと思っています。そういうことが書面に書いてあるので、私も総会に出てびっくりしました。そんなばかな話はないと思って、地域のつながり課と青少年課の課長さんたちと話し合いました。これは西鎌倉地区町内・自治会連合会側の解釈が間違っているという鎌倉市の説明でした。しかし、施設を今、決めたようなやり方で、イベントや教室の会場等として利用するというのであれば、既に鎌倉市は立派な予約システムを持っています。施設を利用したい団体が登録して、認可されたらパスワードをもらって、コンピューターで予約するシステムができています。私たちは、児童館とか、芸術館、腰越の会議場、それから中学校、小学校の予約全てにそれを使っています。西鎌倉地区町内・

自治会連合会と言っていますけれども、西鎌倉には自治会町内会が11団体ぐらいあり、そのうちの6団体が西鎌倉地区町内・自治会連合会に所属して、5団体は入っていません。そういう中で、代表はどこだとか、そういうやり方はやめてほしい。鎌倉市が所有ですから、まず鎌倉市がせっかくきれいなやり方、運営の仕方があるのに、なぜ1団体に割り当てるようなやり方をするのか。割り当てられたほうは掃除をして、一生懸命使えるような現状にしていますので、本当に大変だっただろうなと思っています。今年いっぱい使っていますけど、来年度は鎌倉市が持っているシステムを使って、もちろん、有料で施設を開放してほしいです。なぜかといえば、電気代、水道代が全部かかりますので、そういうものは受益者が負担する、それは腰越学習センターでも同じです。ただ、あそこはとても不便ですから、安く使えるようにしてください。運営は委託して、我々は若干のお金を払うという立派なシステムがあるのに、なぜこんなことをやっているのかというのが、私の質問です。

ぜひ、これから、自主運営、自主管理はやめて、鎌倉市がきちんと使い方を、市民平等にしてほしい。地域云々ではないですが、鎌倉小学校を運営していたときに、初めは地域のクラブだけが使えるというように限られていました。ところが、数年前に鎌倉市全員の市民が使えるようにしてくださいというおふれがありました。整合性がなくなっていません。だから、その辺を市長さんの頭に入れておいて、しっかりと今後検討していただきたいとお願いします。

<松尾市長>

御指摘のように、市が一括で管理をするというのも、確かに一つの手段としては、そのとおりだと思います。ただ、御理解いただきたいのは、鎌倉市は公共施設再編計画という計画を作りました。これから40年間の期間で考えたときに、今鎌倉市が持っている公共施設は現実的に持ち切れないので、床面積を半分にしていく必要があるということになり、皆さんとしては当たり前のように使っている様々な公共施設について、統廃合して、減らしていかなければならない現実がございます。では、これをどう実現していくかですが、今まででやってきたことは、子ども会館、子どもの家につきましては、今まで小学校の外にそれぞれ独立して持っていたものを全て小学校の敷地の中に入れ、効率的な

運営をし、より多くの子供たちが使える形にしていきます。それによって本来の目的では使わなくなった施設について、どうしていくか。公共施設再編計画で言えば、売却もしくは賃貸をしていくこととなります。それはお金を取ってするという事で、このほかの公共施設を維持していくということにしていかなければ、持続可能にならないというわけですが、色々と地域のお声等もいただく中で、この西鎌倉子ども会館につきましては、地域の中で使っていきたいというお声をいただき、お話を市からさせていただいて、しばらくの間、この地域と連携の中で、行政とするとこれ以上の使用負担はできませんが、そういう中でできないかという投げかけに対してお答えをいただき、今、皆さんが自主的な形で行っていただいているという状況です。

これは、市としてもトライアルな形になっており、これが全て固まった方法だとは思っていません。ただ、新しいやり方ですので、地域の皆さんとやりながら、岡本会長おっしゃったように、使えない人はどうすればいいかですとか、いわゆる不公平じゃないかとか、こういうところは走りながら議論、調整させていただいて、地域にとって皆さんが使える形を目指していきたいと考えておりますので、その点、御理解をいただければありがたいと思っています。

<西鎌倉住宅地自治会 岡本会長>

よく分かりました。地域の代表というのを、例えばふれあい地域懇談会の回答を見ても、特に西鎌倉地区町内・自治会連合会という言葉でそれが代表だと思われているのは、そういう地域もあるかもしれませんが、全てそうではありません。ですから、鎌倉市が売却すると言うのであれば、それは仕方ないなと私は思っています。ただ、その代表を選ぶに当たって、市長ではないでしょうが、課の責任者はどこが代表なのきちんと考え、あるいは、それぞれ自治会町内会に投げかけるというようなやり方でないと、私たちの地域は駄目だと思います。西鎌倉地区町内・自治会連合会というのがありますが、先ほど説明しましたように、ほぼ加入しているかは五分五分ですので、市が主導を取って、各自治会町内会に投げかける、そういう方法をお願いいたします。

「後日回答 市民生活部 地域のつながり課」

西鎌倉子ども会館閉鎖後の活用につきましては、地域の活性化に向けて、多くの市民の皆様が利用でき、地域の交流の場となるよう西鎌倉地区町内・自治会連合会と連携して、協議を進めているところです。

今後も、地域のつながり課がコーディネート役となり、地域で自主的な運営ができるよう、調整を図って参りたいと考えています。

【老人クラブの高齢化及び特別定額給付金について】

＜親寿会 佐々木氏＞

コロナでなかなかお会いする機会なくて残念です。時間がないので、二つだけお聞きしたいと思います。今、高齢化社会がどんどん進んでいまして、つい2、3日前にある学者が「このままだと日本の2030年には高齢者3人に1人が認知症になってしまう」と、こういう専門家がおります。西鎌倉地区もどんどん高齢化が進んでおり、我々も高齢者団体も苦労しております。平均年齢が毎年上がっており、老人クラブの平均年齢が八十二、三歳になっております。70代がほとんどいなくなってきております。ぜひ、市としても、高齢者になったら老人クラブに積極的に参加していただくような御助言、御指導をお願いしたいと思います。

今、自助・公助・共助がありますが、私は、その次に、自助の次に「近助」というものが重要だと思います。「近助」、隣近所、地域の、共助の前に、まさに近隣の人たちの助け合い、これが非常に重要になってくる時代に移るのではないのでしょうか。その辺のお考えを一つ、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つ、全く話が別ですが、この前、国民全員が特別定額給付金で1人10万円ずつ頂きました。鎌倉市を通じて頂き、非常に助かりました。ところが、いろんな関係者から情報が入りますが、海外に駐在している公務員や、あるいは民間企業の海外駐在員、この人たちに給付金がないです。選挙権はありますが、この辺はどうなっているのでしょうか。例えば、外務省の職員が海外駐在しております。国の仕事で行っております。あるいは、農水省でも、いろんな官公庁から、あるいは県や全国の市町村から海外に派遣されて向こう

に住んでいる方々がいます。あるいは、民間会社からも海外駐在員がたくさんおります。この方々に公金、日本人でありながら10万円もらっていないということをお聞きしましたが、この辺、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

<松尾市長>

親寿会の活動、本当に様々活発にやっていただいて、映画会や懇談会等、季節季節でイベント等もやっていただいて、そういう活動を、我々もできる限り取り上げさせていただき、皆さんに知っていただくということも努めてまいりたいと思います。せっかくすばらしい活動をしていただいていますので、まずは皆さんに知っていただくということが一歩ではないかと思えます。より地域の中で皆さんつながれるような形で、親寿会がより今後も活動を広げていただければと思っておりますので、我々もぜひ協力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、「近助」という考え方、それも本当にそのとおりだと思っております。今、隣近所のつき合いに煩わしさを感じたりですとか、面倒くさいということで薄れてしまっているというのが、まさに現代社会の在り様だと思っております。これをどういうふうに皆さんが仲よく普段からおつき合いできるかということがすごく大事で、私も市役所に地域のつながり課という課をつくったのも、この辺りの問題意識からでございます。これをやったからうまくいくという答えが一つではありませんが、皆さんにしているような活動を、より多くの方を巻き込んで継続していただくということから、輪を広げていくことだと思っておりますので、この点については、ぜひ地域のつながり課含めて、行政としても皆さんと何がいいかということ、特に地域の実情にもよると思っておりますので、そういう方法を一緒に考えながら、ぜひ進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に10万円の給付金の対象者ですが、国の制度になっておりまして、基本的には住民基本台帳に記録されている方がというのが要件となっております。ですので、駐在員の方がいつ、どこで、どう当てはまるかというところがありますけれども、基準日が4月27日ということが今回ありましたので、ここで住民基本台帳に登載されているか、いないかと、ここで分かれるというのが国の決

まりです。

それをどう考えるかですが、私の考え方としては、実はそのときに対象ではなかった方としては、おなかの中において、まだ生まれる前の子ですとか、こういうところにまずは少し手厚くカバーをさせていただいたということがありました。今後も引き続き、これは、もらえる、もらえないというところについては、注視をしながら見てまいりたいと思います。